

10 月 NEWS

(1) 所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制は平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から 3 年間適用できる新設制度で、同制度を適用するには、当期の給与等支給額が過年度分の給与等支給額の一定額以上であること等が要件とされています。

適用要件

同制度では、下記①～③までの要件を全て満たせば、その雇用者給与等支給増加額の 10% 相当額の法人税額の特別控除ができる。(法人税の 10%を限度、中小企業者等は 20%を限度)

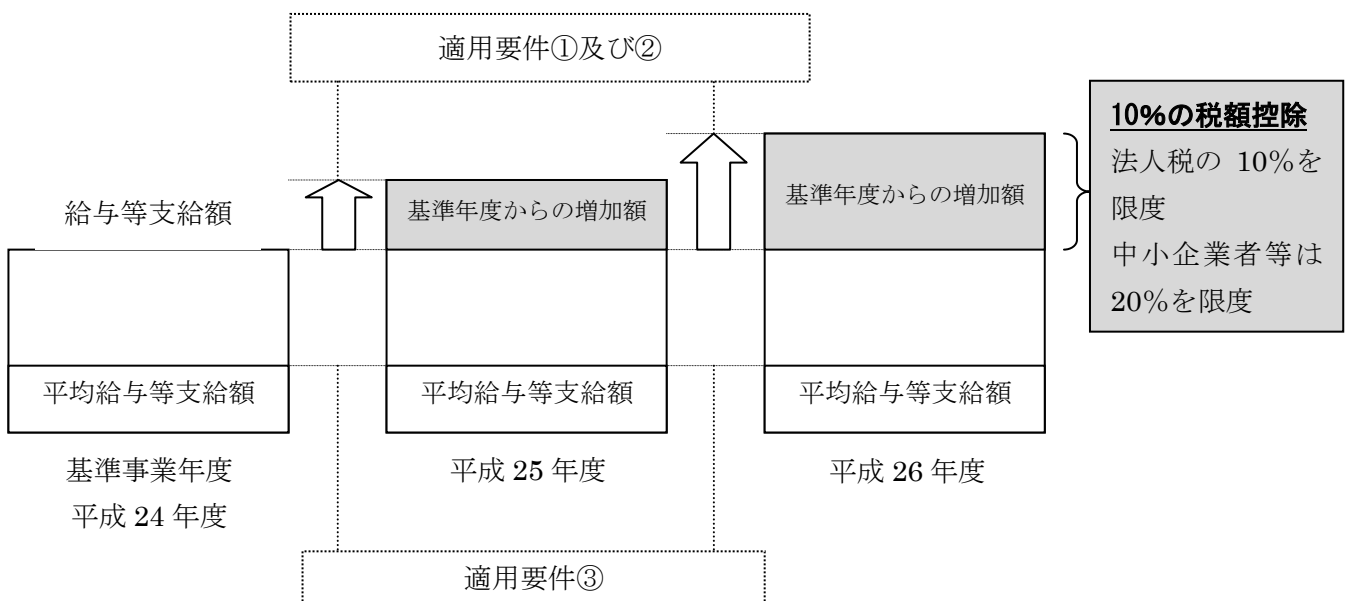
- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して 5%以上増加している
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らない
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らない

(注 1) 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

(注 2) 給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(注 3) 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

(注 4) 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。



(2) 10月の主な税務

提出期限等	内容
10月10日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
10月31日	7月決算法人で確定申告書の提出期限の延長をした法人の確定申告と納税【法人税等】
10月31日	8月決算法人で確定申告書の提出期限の延長をした法人の見込納付【法人税等】
10月31日	8月決算法人の確定申告と納税【法人税等、消費税等】
10月31日	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告と納税【消費税等】
10月31日	法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告と納税【消費税等】
10月31日	2月決算法人の中間申告と納税【法人税等、消費税等】
10月31日	消費税の年税額が400万超の2月、5月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告と納税
10月31日	消費税の年税額が4,800万超の7月、8月決算法人を除く法人、個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告と納税（6月決算法人は2ヶ月分）
10月中	個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
10月15日	特別農業所得者への予定納税基準額の通知

(3) スタッフの一言

10月になりました。早いもので今年も残すところあと3ヶ月です。気候も段々と過ごしやすくなっています。読書の秋、スポーツの秋、食欲の秋など色々ありますが、個人的には少し身体を動かして心身共にリフレッシュしたいです。季節の変わり目ですので、みなさん体調管理には気を付けましょう。

中尾